

# 諸外国におけるドミナント規制について

総務省 総合通信基盤局

# 主要国の競争評価及びSMP規制の概要

	地域	国名	規制官庁	競争評価の有無	SMP規制の有無
1	北米	アメリカ	FCC (連邦通信委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ FCCは、事業者のドミナント性について事例毎に判断。市場シェア、供給弾力性、需要弾力性、コスト構造、企業規模・企業資源、ボトルネック支配等に基づき、ドミナント性を評価。</li> <li>○ 例えば、2001年12月にILECによるブロードバンドサービスの見直しに関し、市場の画定や市場支配力の分析を実施。</li> <li>○ また、UNE(Unbundled Network Elements)規則の改定についても、市場毎に対象設備を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1980年のCompetitive Carrier First Report and Orderにより、ドミナント規制を導入。</li> <li>○ ドミナントキャリアとは、生産量を制限し、価格を引き上げる力(マーケットパワー)を有するキャリア。</li> <li>○ ドミナントキャリアに対し、アンバンドル義務等の規制を課す。</li> </ul>
2	EU			○	○
3		英国	Ofcom (通信庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ EU勧告の18市場を、国内の状況に応じた市場に修正して分析を実施。</li> <li>○ 「市場17: 移動体公衆電話網上の国際ローミングの卸全国市場」(本年春に進捗状況を公表予定)を除く計17の市場分析を実施済み。</li> <li>○ なお、2005年9月に「戦略的レビュー」の最終文書を公表し、法的拘束力を伴うBTの公約(アクセス・サービス事業部門(ASD)の新設、真のアクセスの平等性の実現等)を受諾。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ EUの2002年4月の「枠組み指令」及び2002年7月の「SMPガイドライン」に従い、市場分析に基づいて各国規制当局がSMP事業者を決定し、欧州委員会に通知。(なお、各国の国内法による担保は必要)</li> <li>○ SMPの基準は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①50%超: 例外的な状況を除きドミナンスの地位を証明</li> <li>②40%超: 通常ドミナンスが発生</li> <li>③25%未満: ドミナントな地位を占めているとはいえない</li> </ul> </li> <li>○ SMP事業者には、以下のような規律を課す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ープライスキャップ等の料金規制</li> <li>ー事業者選択・事前選択サービスの提供</li> <li>ー提供条件等に関する透明性確保</li> <li>ー相互接続等に関する非差別性確保</li> <li>ー接続約款の公表</li> <li>ー会計分離、公表</li> <li>ーコロケーションの提供</li> </ul> </li> </ul>
4		アイルランド	ComReg (通信規制委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ EU勧告の18市場を、国内の状況に応じた市場に修正して分析を実施。</li> <li>○ 2003年10月に最初のコンサルテーションを発表。</li> <li>○ 固定公衆電話網へのアクセス(市場1~2)、固定電話サービス(市場3~6)、中継サービス(市場8~10)、移動体ローミング(市場17)につき分析を開始済み。</li> <li>○ 国内専用線(市場7)、アンバンドル(市場11)、ブロードバンドアクセス(市場12)、専用線の終端と幹線部分(市場13~14)、移動体発信(市場15)、移動体着信(市場16)、放送の伝送(M18)は、決定済み。</li> </ul>	○
5		フランス	ARCEP (電気通信・郵便規制機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ EU勧告の18市場を、国内の状況に応じた市場に修正して分析を実施。</li> <li>○ 固定電話(市場1~6、8~10)、移動体着信(市場16)、ブロードバンド(市場11~12)については既に分析が終了し、欧州委員会への通知済み。</li> <li>○ その他の市場についての進捗状況は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動体発信(市場15): 分析を保留中</li> <li>・移動体ローミング(市場17): 2005年12月にパブリック・コンサルテーション開始</li> <li>・専用線市場(市場7、13~14): 2005年11月にパブリック・コンサルテーション開始</li> <li>・放送送信(市場18): 2006年1月末に国内での審議が終了、欧州委員会に通知</li> </ul> </li> </ul>	○
6		ドイツ	BNetzA (連邦ネットワーク庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ EU勧告の18市場を、国内の状況に応じた市場に修正して分析を実施。</li> <li>○ 2004年8月に最初のコンサルテーションを市場11(ローカルループへのアクセス)について発表し、同年11月に欧州委員会に送付。</li> <li>○ その後、順次、コンサルテーションを開始し、計12市場のコンサルテーションを終了。</li> <li>○ ブロードバンド(市場12)について、当初VDSLを除外する案を公表したが、欧州委員会が「深刻な懸念」を表明したことを受けて、VDSLを原則含める内容に修正。</li> </ul>	○
7	アジア	韓国	MIC (情報通信部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ MICは、1999年から、6市場を対象として競争評価を実施しているが、SMP事業者規制とは独立したもの。</li> <li>○ SMP事業者には、KT(固定系)、SKテレコム(移動系)が認定されている。</li> <li>○ 今後、競争評価の結果をSMP事業者規制に反映できるよう、電気通信事業法の改正作業を実施していく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「市場規模及び市場占有率」と「必修設備保有の有無」を根拠に、市場支配力の有無の判断及び関連規制の決定を下す。</li> <li>○ 支配的事業者と認定されると、料金認可、相互接続義務の付加、設備提供義務付加などの事前規制が課される。</li> </ul>
8	オセアニア	オーストラリア	ACMA(通信メディア庁) ACCC(競争・消費者委員会)	○ 1999年から市場分析を実施。分析に当たっては、市場支配力の存在と濫用を分けて考えている。	○ 特定の市場で一定程度の市場支配力を有する事業者は、競争者を排除し、又はそれに対し実質的な損害を与えること等を目的として当該支配力を行使することが禁止されている。

# 1 《米国》 規制の枠組み

○ 米国では、制度としての市場分析の枠組みは存在しないが、規制枠組みとして、FCCによるドミナント規制、司法省による合併案件の審査(合併ガイドラインに基づく)が存在。

● FCCによる両合併案件の審査(SBC とAT&Tの合併及びVerizonとMCIの合併(2005/10))

	合併後の競争状況		合併前の市場参加事業者 (SBC、Verizon、AT&T、MCI以外)
	水平的効果	垂直的效果	
<b>スペシャル・アクセス</b> (法人利用者向けに音声又はデータ通信サービスを提供するためのサービス市場) <b>競争</b>			
タイプ I (自らの設備のみによって提供)	反競争的	競争的	CLEC(競争的地域通信事業者)
タイプ II (自らの設備と他のキャリアの設備を組み合わせ提供)	競争的	競争的	CLEC
<b>法人向け小売市場競争</b>			
地域電話	競争的	競争的	IXC(長距離事業者)、LEC(地域通信事業者)、CATV、SI
長距離電話	競争的	競争的	IXC、LEC、CATV、SI
データ通信	競争的	競争的	IXC、LEC、CATV、SI
<b>一般消費者向け市場競争</b>			
地域通信	競争的	競争的	IXC、CLEC、IP電話事業者、無線事業者
長距離通信	競争的	競争的	IXC、CLEC、IP電話事業者、無線事業者
地域・長距離通信バンドル	競争的	競争的	IXC、CLEC、IP電話事業者、無線事業者
<b>インターネット・バックボーン市場競争</b>			
Tier1 (全てのISPの上流に位置する世界規模の自営インターネット・バックボーン)	競争的	競争的	Sprint、Qwest、Level3、Global Crossing、SAVVIS、Cogent
<b>通話卸売市場競争</b>			
中継伝送	競争的	競争的	IXC
<b>国際通信市場競争</b>			
法人向け小売	競争的	競争的	—
一般消費者向け小売	競争的	競争的	—
卸売	競争的	競争的	—

# 2-1 《EU》 現行の電子通信規制パッケージの概要

## 電子通信規制パッケージ(6指令・1決定)と関連規制の概要

### 枠組み指令

電子通信ネットワーク及びサービス等に関する欧州域内で調和の取れた規制枠組み確立のための基本原則(市場分析の実施等)について規定(2002年4月)

#### アクセス指令

電子通信ネットワーク等へのアクセス・相互接続規制について規定(2002年4月)

#### 認可指令

事業参入資格の一般認可制及び一般認可により付与される権利・条件等について規定(2002年4月)

#### ユニバーサルサービス指令

小売料金規制、ユニバーサルサービスの範囲・費用算定等について規定(2002年4月)

#### プライバシー保護指令

事業者のセキュリティ確保の責務、SPAM対策、個人情報の取扱い等について規定(2002年7月)

#### 競争指令

電子通信ネットワーク及びサービスの提供に伴う特別な権利の廃止等について規定(2002年9月)

#### 無線周波数決定

欧州委員会による欧州域内の周波数政策の調整及び周波数の効率的な使用の確保について規定(2002年4月)

#### SMP ガイドライン

市場分析の方法及びSMPの判定基準等について規定(2002年7月)

#### 関連市場 勧告

市場分析の対象とする18の市場を定義(2003年5月)

※年月はいずれも官報掲載時期

## 2-2 《EU》 電子通信規制パッケージの基本的考え方

○ 電子通信ネットワーク及びサービスについてのEU内での調和の取れた規制枠組みを確立・運用すべく、電子通信規制パッケージを策定。

電子通信規制パッケージの目標

- ① 電子通信分野における競争を促進すること
- ② 域内市場の機能を高めること
- ③ 市場の力によっては保障されない基本的なユーザの利益を保障すること

メディア、通信及びIT分野の融合を念頭に「電子通信」(electronic communications)の概念を導入し、「通信ネットワーク」と「関連サービス」について、様々な形態にかかわらず単一の枠組みを適用(下図のイメージ)  
→ 技術中立性の確保、共同体全体で調和の取れた規制枠組みの適用を確保するための手続の確立等に寄与

*Content Services*  
(e.g. broadcast content, e-commerce services)

電子通信規制パッケージ  
の対象外

*Communications Services*  
(e.g. telephone, fax, e-mail)

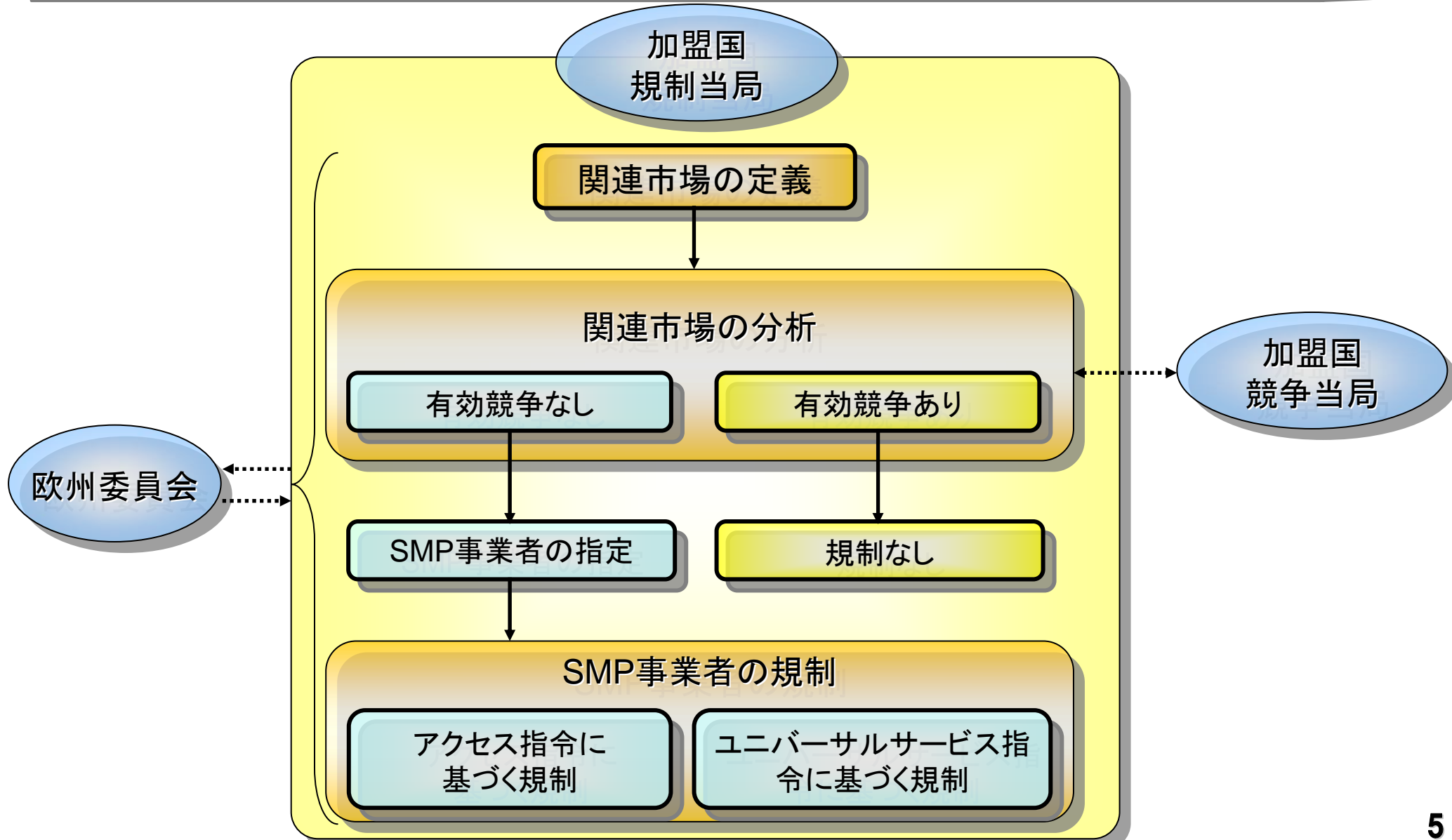
*Communications networks and associated facilities*  
(e.g. fixed, mobile, satellite, cable TV, powerline systems,  
networks used for radio and television broadcasting)

電子通信規制パッケージ  
の対象



## 2-3 《EU》 加盟国規制当局による市場分析とSMP事業者の指定

○ 加盟国規制当局では、欧州委員会との調整の上、市場を分析し、SMP事業者を指定。



## 2-4 《EU》 加盟国規制当局の市場分析

○ 加盟国の規制当局は、必要な場合には競争当局と協力し、市場を分析。

### 市場の定義と分析

加盟国の規制当局は、競争法の原則に従い、欧州委員会の

- ① 関連市場勧告(卸売市場と小売市場で計18の市場を定義。次頁を参照)
- ② SMPガイドライン

を最大限に考慮して、各国の状況に合致した関連市場(特に、その領域における特定の関連地理的市場)を定義する。

そして、加盟国の規制当局は、SMPガイドラインを最大限に考慮して関連市場の分析を行い、関連市場が有効に競争的であるかどうか判断する。

### 市場分析における競争当局との関係

加盟国の規制当局は、市場分析に当たって、必要な場合には競争当局と協力することとされている。競争の評価に関する競争当局の意見は適切なものであり、このような協力は重要である。ただし、市場分析の実施に法的な責任を持つのは規制当局である。

また、加盟国の規制当局と競争当局は、本規制枠組みを適用するために必要な情報をお互いに提供し合うこととされている。

## 2-5 《EU》 関連市場の定義

### 欧州委員会による関連市場の定義(欧州委員会「関連製品・サービス市場に関する勧告」)

#### 小売レベル

- ①固定公衆電話網へのアクセス  
(住宅用顧客向け)
- ②固定公衆電話網へのアクセス  
(非住宅用顧客向け)
- ③固定市内及び(又は)全国電話サービス  
(住宅用顧客向け)
- ④国際電話サービス  
(住宅用顧客向け)
- ⑤固定市内及び(又は)全国電話サービス  
(非住宅用顧客向け)
- ⑥国際電話サービス  
(非住宅用顧客向け)
- ⑦最小限の専用線一式

#### 卸売レベル

- ⑧固定公衆電話網上の呼発信
- ⑨個々の固定公衆電話网上的の呼着信
- ⑩固定公衆電話網における中継サービス
- ⑪ブロードバンド及び音声サービス用メタリックループ及びサブグループへのアンバンドルアクセス
- ⑫ブロードバンドアクセス
- ⑬専用線の終端
- ⑭専用線の幹線部分
- ⑮移動体公衆電話网上的のアクセス及び呼発信
- ⑯個々の移動体電話网上的の呼着信
- ⑰移動体公衆電話网上的の国際ローミングの卸売の全国市場
- ⑱放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス

※ 勧告と異なる市場の定義を行う場合には、欧州委員会等との協議が必要



# 2-6 《EU》 市場分析の進捗状況

○ 06/2/7、EU加盟における電気通信の自由化に向けた市場分析の進捗状況のレポートを公表。

	オーストリア	ベルギー	キプロス	チェコ	デンマーク	エストニア	スペイン	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー	アイルランド	イタリア	リトアニア	ルクセンブルク	リトニア	マルタ	オランダ	ポーランド	ポルトガル	スウェーデン	スロベニア	スロバキア	英国
市場1																									
市場2																									
市場3																									
市場4																									
市場5																									
市場6																									
市場7																									
市場8																									
市場9																									
市場10																									
市場11																									
市場12																									
市場13																									
市場14																									
市場15																									
市場16																									
市場17																									
市場18																									

有効競争市場 → 事前規制は実施せず

部分的な有効競争市場 → 部分的な事前規制の実施

有効競争が行われていない市場 → 事前規制の実施

※ 国名が赤字になっている国は、固定電話関連の全市場について市場分析を実施した加盟国である。

サービス種別	分析対象市場	
	小売レベル	卸売レベル
固定電話 (住宅用)	市場1：固定公衆電話網へのアクセス 市場3：固定市内及び（又は）全国電話サービス 市場4：国際電話サービス	市場8：固定公衆電話網上の呼発信 市場9：個々の固定公衆電話網上の呼着信
固定電話 (非住宅用)	市場2：固定公衆電話網へのアクセス 市場5：固定市内及び（又は）全国電話サービス 市場6：国際電話サービス	市場10：固定公衆電話網における中継サービス 市場11：ブロードバンド及び音声サービス用メタリックループ及びサブグループへのアンバンドルアクセス
ブロードバンド	—	市場12：ブロードバンドアクセス
専用線	市場7：最小限の専用線一式（2Mbps以下）	市場13：専用線の終端 市場14：専用線の幹線部分
移動体通信	—	市場15：移動体公衆電話網上のアクセス及び呼発信 市場16：個々の移動体電話網上の呼着信 市場17：移動体公衆電話網上の国際ローミングの卸売の全国市場
放送用伝送	—	市場18：放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス

## 2-7 《EU》 SMP事業者の判断基準と考慮要素

### SMP事業者の判断基準(SMPガイドライン パラ75)

関連市場において大きなシェアを持たない事業者は市場支配的地位を有しそうにないことから、関連市場におけるシェアは、支配的地位を有するかどうかの重要な判断要素。

- ◇ 50%超 → 支配的地位が推定される
- ◇ 40%超 → 通常、支配的地位が発生し得る
- ◇ 25%程度 → 支配的地位を享受しているとはいえない

なお、シェア算定の基礎は関連市場の特徴により異なる(販売量、売上高等)。

### 市場シェア以外の判断要素(同上 パラ78等) ※単独支配に関するもの(協調支配に関するものはパラ97等)

市場シェアが大きいことは市場支配的な地位を有する可能性があることを意味するにとどまり、市場支配力の存在を認定するためには関連市場における次のような要素を考慮した上で、総合的に判断すべきものである。

- ・事業者の総合的な規模
- ・重複困難なインフラの管理
- ・技術的な優位性又は優越性
- ・対抗する購買力の欠如又は不足
- ・資本市場・金融資源の容易又は特権的な利用
- ・財・サービスの多様性
- ・規模の経済
- ・範囲の経済
- ・垂直統合
- ・高度に発達した流通・販売網
- ・潜在的競争の欠如
- ・拡張に対する障壁
- ・市場参入の容易性

## 2-8 《EU》 SMP事業者に対して課される義務

○ 関連市場においてSMP事業者を認定した場合は、必要に応じ、原則として卸売市場に関連する責務はアクセス指令第9条から第13条に基づいて、小売市場に関する責務はユニバーサルサービス指令第17条から第19条に基づいて義務を課することとなる。

### 【アクセス指令】

	内容
透明性の義務 (第9条)	▶会計情報、技術仕様、供給及び利用に関する条件、料金等の情報を公表
無差別の義務 (第10条)	▶同等のサービスを提供する他の事業者に対して同等の状況において同等の条件を適用
会計分離の義務 (第11条)	▶相互接続及びアクセスに関連した特定の活動に関して会計分離の義務を賦課(例:垂直統合型企業では、卸料金及びその内部移転料金を透明化)
特定のネットワーク設備へのアクセス及び利用の義務 (第12条)	▶特定のネットワーク要素及び設備へのアクセス(注)を第三者に提供 ▶コロケーション又は管路、建物、電柱の共用等設備の共用を提供 ▶ネットワーク又はネットワーク設備と相互接続
料金規制及びコスト計算の義務 (第13条)	▶特定の種類の相互接続及びアクセスの提供に関して、料金をコストに基づくこととする義務を賦課

### 【ユニバーサルサービス指令】

	内容
小売りサービスに関する規制 (第17条)	▶特定された事業者が法外な価格を請求しない、市場への参入を妨げない若しくは略奪的価格を設定することにより競争を制限することがない、特定のエンド・ユーザーに不当な特惠を示さない又はサービスを不当に抱き合わせしないという要件を賦課
最小限の専用線一式に関する規制 (第18条)	▶規格一覧表(List of Standards)と同一とみなされた最小限の専用線一式の提供及び当該提供の条件に関する義務を、特定の専用線市場に関係する事業者に賦課
事業者の選択及び事前選択 (第19条)	▶その加入者が公に利用可能な電話サービスの相互接続提供者のサービスに、 ・事業者選択コードをダイヤルすることにより通話単位で利用できる ・事前選択の場合、事業者選択コードをダイヤルすることにより通話単位で事前の選択肢を無効にするサービスを備えるように、要求。

(注)ネットワーク要素及び関連設備へのアクセスとして、具体的には①加入者回線へのアクセスや加入者回線を通じてサービスを提供するために必要な設備及びサービスへのアクセス、②建物、管路及び電柱を含む物理的インフラへのアクセス、③番号変換又は同等の機能を提供するシステムへのアクセス(ローミングのための固定及び移動体のネットワークへのアクセスを含む。)、④デジタル放送のための条件付きアクセスシステムへのアクセス等が例示されている(アクセス指令第2条(a))。

## 2-9 《EU》 欧州における最近の動向

○ 06/6/29、欧州委員会は2002年電子通信規制枠組の見直しを公表し、06/10/27まで意見を募集。

○ 周波数管理の改善(新アプローチの導入)

○ **市場評価(枠組指令第7条)手続きの簡素化(負担軽減)**

・ 簡素な通報手続きの導入

・ 市場分析を行い、SMP事業者に事前規制を課す市場を現在の18から12に削減  
(固定電話アクセス小売市場を除く全ての小売市場をリストから削除。)

【 現 行 】

サービス種別	分析対象市場	
	小売レベル	卸売レベル
固定電話 (住宅用)	市場1：固定公衆電話網へのアクセス 市場3：固定市内及び(又は)全国電話サービス 市場4：国際電話サービス	市場8：固定公衆電話網上の呼発信 市場9：個々の固定公衆電話網上の呼着信 市場10：固定公衆電話網における中継サービス
固定電話 (非住宅用)	市場2：固定公衆電話網へのアクセス 市場5：固定市内及び(又は)全国電話サービス 市場6：国際電話サービス	市場11：ブロードバンド及び音声サービス用メタリックループ及びサブループへのアンバンドルアクセス
ブロードバンド	—	市場12：ブロードバンドアクセス
専用線	市場7：最小限の専用線一式(2Mbps以下)	市場13：専用線の終端 市場14：専用線の幹線部分
移動体通信	—	市場15：移動体公衆電話網上のアクセス及び呼発信 市場16：個々の移動体電話網上の呼着信 市場17：移動体公衆電話網上の国際ローミングの卸売の全国市場
放送用伝送	—	市場18：放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス

【 改 正 案 】

	分析対象市場	
	小売レベル	卸売レベル
	市場1：市場固定公衆電話網へのアクセス	市場2：固定公衆電話網上の呼発信 市場3：個々の固定公衆電話網上の呼着信 市場4：固定公衆電話網における中継サービス 市場5：ブロードバンド及び音声サービス用メタリックループ及びサブループへのアンバンドルアクセス
—	—	市場6：ブロードバンドアクセス
—	—	市場7：専用線の終端 市場8：専用線の幹線部分
—	—	市場9：移動体公衆電話網上のアクセス及び呼発信 市場10：個々の移動体電話網上の呼着信 市場11：移動体公衆電話網上の国際ローミングの卸売の全国市場
—	—	市場12：放送コンテンツをエンドユーザーに提供するための放送の伝送サービス

○ 単一域内市場の統合、消費者利益の強化、セキュリティ強化等



# 3-1 《英国》 有効競争レビュー

○ EU指令に基づく市場分析に先立ち、独自に「有効競争レビュー」を実施。

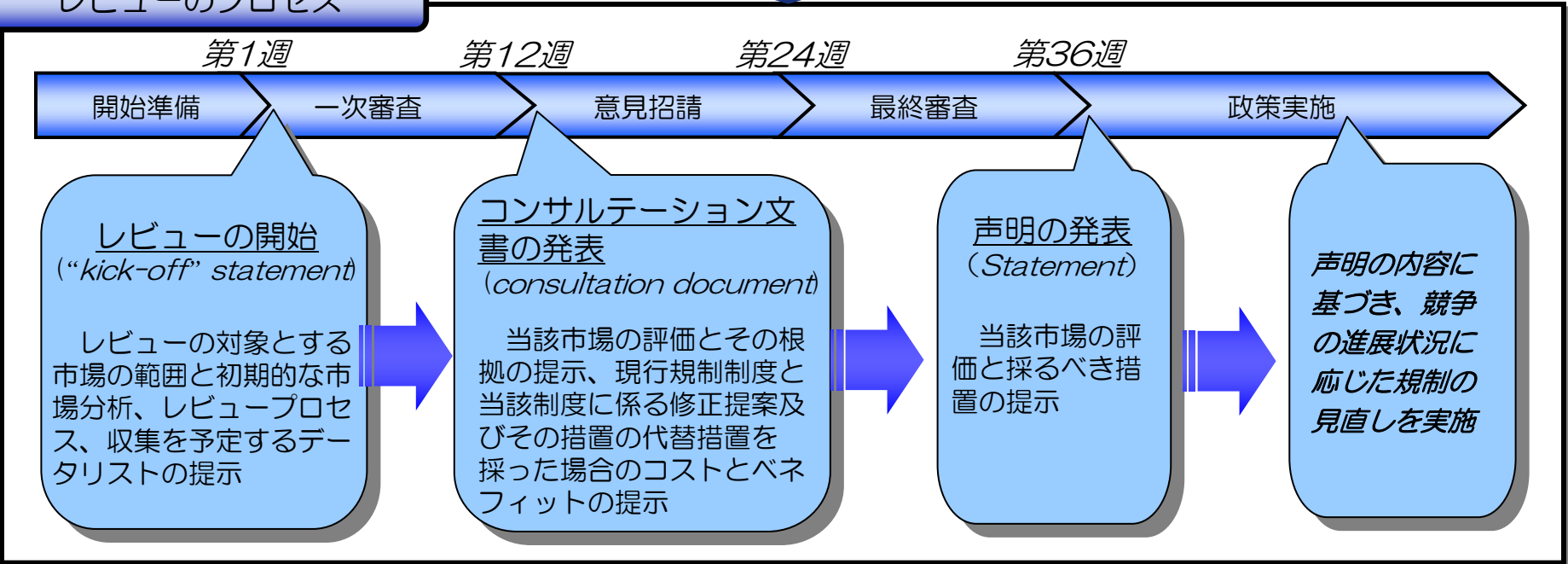
## 「有効競争」(Effective Competition)

競争促進のための規制を必要とすることなく、競争の結果として、より低廉、より高品質、より多様なサービスを消費者が選択することが可能な市場。

## 具体的な検証方法

各市場ごとに有効競争が実現しているかどうか、適正な規制水準が確保されているかどうかについて検証。  
⇒ 有効競争が実現していないと判断した場合、その原因の究明、競争水準を高めるための措置の検討等を実施。

## レビューのプロセス





## 3-2 《英国》 市場分析の概要

○ 英国では、EU指令及び2003年通信法に基づき、市場分析を実施。

### 1st ステージ：市場の画定（関連市場の定義）

- ◆ 同一市場含まれる関連製品、市場の地理的広がりを考慮
  - ①小売市場における需要・供給の各代替性及び共通価格設定の制約の検討
  - ②卸市場における需要・供給の各代替性及び共通価格設定の制約の検討
- ◆ 具体例に基づき、同一市場に含めるべきか否かについて検討

### 2nd ステージ：SMP事業者の有無の検討

- ◆ 欧州委員会及びOFTELのSMPガイドラインを考慮し、単独支配及び共同支配（※）を検討
    - ①単独支配の検討基準：市場シェア、技術的な有利性、参入障壁（規模の経済等）
    - ②共同支配の検討基準：参入障壁、市場シェア、市場の成熟度、技術の成熟度、利益及び価格設定、需要や事業者変更等の弾力性、対抗購買力、類似費用構造、過剰容量、透明性、報復メカニズム等
- ※共同支配の有無：事業者間に明示的な合意がなくても、製品の種類、価格設定に対する戦略等における並行行動を確保するための企業間相互依存関係が存在するかどうかで決定。

### 3rd ステージ：SMP事業者に対する適切な規制の提案

- ◆ 課すべき規制について、市場の特徴に応じて選択肢を提示して検討を行う
- ◆ 市場分析の結果、SMP事業者が存在しないと認められる市場については、当該市場における規制を撤廃

# 3-3 《英国》 市場分析とSMP規制①

○ 市場分析に基づき画定した各市場においてSMPを判断。欧州指令上の18市場のうち、17市場について市場分析に着手(放送伝送市場は分析中)。

市場分析の分野	欧州指令上の市場	実施時期	SMPが認められた市場	SMP事業者	SMP規制の内容
固定ナローバンド小売サービス市場	1~6	03/11/28	住宅向けアナログ・ISDN回線サービス市場、住宅向け国際電話市場、ビジネス向けアナログ・ISDN回線サービス市場 等15市場(Hull地域は17市場) ※ ビジネス向け国際市場については競争的と判断	BT、キングストン	○役務提供に関し、特定の者又は特定の属性の者に対する不当な差別的取扱いの禁止 ○提供料金、提供条件の公表 ○これらに変更があった場合の届出(24時間以内) ○住宅向けアナログ回線サービス市場、住宅向け国際電話市場等7市場について、プライスキャップ規制(BTのみ)
固定ナローバンド卸回線、発信、伝送市場	8,10	03/11/28	卸住宅向けアナログ・ISDN回線サービス市場、卸ビジネス向けアナログ・ISDN回線サービス市場 等 9市場(Hull地域以外) 6市場(Hull地域)	BT、キングストン	○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○LRICに基づく原価算定 ○約款の公表、提供料金、技術的情報の届出 等 《以下は、BTに対する追加的規制》 ○プライスキャップ規制 ○ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表 ○新たなアクセスのための要件に関するガイドラインの公表 ○公衆網再販、定額インターネットアクセスサービスの提供 等
固定地理的着信市場	9	03/11/28	各事業者の固定地理的着信市場(計54)	全ての事業者	○公正かつ合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 《以下は、BT、キングストンに対する追加的規制》 ○LRICに基づく原価算定 ○費用に係る会計情報、小売・卸両部門の会計、約款の公表 ○提供料金の変更の場合における事前届出
卸国際サービス市場	—	03/11/18	通信経路ごとの市場(計235市場)のうち、BTについては108市場、C&Wについては4市場 ※ 日本、米国 等 123市場については競争的と判断	BT、C&W	○公正かつ合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○約款の公表 ○提供料金の届出 ○小売部門と卸売部門の会計分離(BTのみ)
卸移動体音声着信市場	16	04/6/1	卸移動体着信市場(2G) ※ 3Gについては規制を差し控え	・02 ・オレンジ ・Tモバイル ・ボーダフォン	○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供 ○不当な差別的取扱いの禁止 ○契約条件の制定又は変更する場合、OFCOMへ写しを提出 ○提供料金変更の場合、事前届出 ○LRICに基づく原価算定
				・ハチソン3G ・インクアム	○提供料金変更の場合、事前届出 ○通信量についてOFCOMに報告(ハチソン3Gのみ)

※ BTはHull地域以外の英国内で、KingstonはHull地域のみSMPを持っている



# 3-3 《英国》 市場分析とSMP規制②

市場分析の分野	欧州指令上の市場	実施時期	SMPが認められた市場	SMP事業者	SMP規制の内容
公衆網における移動体アクセス、発信市場	15	03/8/4	— (競争的と判断)	—	—
卸定額ナローバンドインターネット着信市場	—	03/11/28	卸定額ナローバンドインターネット着信市場 (Hull地域のみ) ※ その他の地域については競争的と判断	キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○約款の公表</li> <li>○提供料金、提供条件、技術的情報の届出</li> </ul>
卸ブロードバンドアクセス市場	12	04/5/13	非対称ブロードバンド発信市場、ブロードバンド伝送市場(BTのみ)	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○約款の公表</li> <li>○提供料金、提供条件、技術的情報の届出</li> <li>○小売マイナス料金</li> <li>○会計分離 (BTへの追加的規制)</li> <li>○ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表</li> <li>○新たなアクセスに対する要求事項の設定</li> </ul>
専用線市場	7,13,14	04/6/24	小売低速従来型専用線市場、卸低速・高速従来型対称ブロードバンド発信市場、卸代替型対称ブロードバンド発信、卸幹線部分市場(BTのみ)	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公正かつ合理的な条件による提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○LRICに基づく原価算定</li> <li>○料金、伝送、保守その他の提供条件の公表</li> <li>○プライスカップ規制(BTのみ) 等</li> </ul>
卸加入者回線アクセス市場	11	04/12/16	卸加入者回線アクセス市場	BT、キングストン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○LRICに基づく原価算定</li> <li>○約款の公表</li> <li>○提供料金、提供条件、技術的情報の届出 (BTへの追加的規制)</li> <li>○ネットワークアクセスに関するサービス品質の公表</li> <li>○新たなアクセスのための要件に関するガイドラインの公表</li> <li>○財務状況の報告</li> <li>○LLU(ローカルループアンバンドリング)の提供(コロケーションを含む)</li> </ul>
放送伝送サービス	18	現在分析中	(鉄塔・サイトへの接続市場、放送伝送サービス市場)	(ntl、CrownCastle)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的な条件によるネットワークへのアクセス提供</li> <li>○不当な差別的取扱いの禁止</li> <li>○コスト指向の料金</li> <li>○約款の公表</li> </ul>

※ BTはHull地域以外の英国内で、KingstonはHull地域のみSMPを持っている